

daily コラム

2018年3月13日(火)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル7階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

ふるさと納税

ワンストップ特例と確定申告

ワンストップ特例で寄附件数が 1.75 倍！

平成 27 年 4 月 1 日以降の寄附から、ふるさと納税ワンストップ特例が適用されています。これは、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が 5 団体以内の場合で確定申告を行わない場合限り、ふるさと納税（寄附）をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることで、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みです。

総務省の統計では、平成 27 年度に比し 28 年度の件数は、約 1.75 倍に増えています。

確定申告する場合はワンストップ特例を使えません!!

いままで足かせだった面倒くさい確定申告が不要となり、結果的にたくさんの方が参加するようになったふるさと納税ですが、“**確定申告を行わない場合限り、特例の申請をすることができる**”という点に注意しなければなりません。

下記のような場合には、確定申告によりワンストップ特例は受けられないこととなりますので、注意が必要です。

①寄附先は 5 団体以内で、すでに特例申請書も送付済みである。医療費がかさんだの

で医療費控除を受けたいと思っている。

平成 29 年 1 月 1 日から、「セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）」も適用されています。従来の医療費控除（総所得金額等の 5%超または 10 万円超部分）か、もしくは、セルフメディケーション税制で、税金を取り戻したいと思って、確定申告に臨む方も増えることと思います。

ふるさと納税した 5 団体への寄附は確定申告で寄附金控除されることとなります。

②5 団体分は特例申請書を送付済みである。
6 団体目からは確定申告で寄附金控除を受けるつもりだ。

最初の 5 件分の寄附も確定申告に入れなければ寄附金控除が適用されません。

最初の 5 件分だけが別途特例申請として控除されることにはならず、確定申告に織り込まなければ、寄附金控除を受けられない、単なる寄附で終わってしまいます。

寄附先からの通知書はよく読み保管する

ふるさと納税で寄附をすると、寄附先の自治体から、お礼の手紙や寄附金控除証明書が送られてきます。ワンストップ特例を希望する場合の手続きや確定申告をする場合の手続き方法等、重要なことが記載されています。面倒くさがらずによく読んできちんと保管しておくことが大切です。



書類は大事です。よく読んで大切に保管しましょう。